

高圧ガス販売計画書

1 販売の目的

| | |
|--------|--|
| 販売の目的 | |
| 主な販売先 | |
| 販売する地域 | |

2 販売の方法

| | | |
|-------------------|--|--|
| 販売の形態 | 小売 卸売 卸小売 その他（ ） | |
| | 容器による販売 伝票による販売 その他（ ） | |
| 一日の販売予定数量 | | |
| 運搬の方法 | | |
| 高圧ガスの仕入先 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 保安台帳の様式 | 別添のとおり | |
| 帳簿の様式 | 別添のとおり | |
| 従業員に対する保安指導の実施の方法 | (例) ・年間計画を定め高圧ガス保安法、液化石油ガスの性質等の保安教育を実施するとともに異常を想定した訓練を実施する。 ・社団法人愛知県エルピーガス協会等の実施する講習を積極的に受講する。 | |

| | |
|-------------------|--|
| 販売先に対する保安指導の実施の方法 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の液化石油ガス使用状況を年1回以上点検するとともに、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全な取扱方法等の保安指導を実施する。 ・高圧ガス保安法に基づき、消費先に対して液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知させる。 |
| その他参考事項 | |

3 容器置場等の概要

| | | | |
|----------|-------------------------|----------------|--------------------|
| 所在地 | | | |
| 販売所からの距離 | m | 容器置場管理者名 | |
| 容器置場の構造 | コンクリートブロック造(鉄筋入) その他() | | |
| 容器置場の面積 | 床面積 | m ² | 内面積 m ² |

4 販売業者等に係る技術上の基準(液石則第41条)

- 4 - 1 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- 4 - 2 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行います。
- 4 - 3 充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものををもって行います。
- 4 - 4 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く。)の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次の掲げる基準に適合していることを確認した後に行います。
 - イ 充てん容器等(内容積が20リットル以上のものに限る。)には、当該容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置きます。
 - ロ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じます。
 - ハ 充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。
 - ニ 充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じます。

- ホ 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けます。
 - ヘ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては2.6メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル（調整器に接続する長さ0.3メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、2メートル）未満のものにあつては、0.2メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用します。
 - ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けます又は継手を用いることにより確実にを行います。
- 4 - 5 配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。
- 5 貯蔵に係る技術上の基準（液石則第19条第1項第2号）容器により貯蔵する場合
- 5 - 1 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしません。
 - 5 - 2 貯蔵は、通風の良い場所で行います。
 - 5 - 3 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
 - 5 - 4 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。
 - 5 - 5 容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。
 - 5 - 6 充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。
 - 5 - 7 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。
 - 5 - 8 容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えません。